

7 小 契 第 4 号
令和 7 年 4 月 1 日

小牧市入札参加資格登録者 様

小牧市総務部契約検査課長

見積徴収に係る事務手続の効率化及び負担軽減について(通知)

このことについて、関係者(小牧市および関係業者)の事務手続の効率化及び負担軽減を図るため、小牧市が発注する案件の見積書の提出方法について、代表者印の押印省略、電子メール等の活用などを行うこととします。

なお、見積書への押印を省略した場合は、下記のとおり代替措置が必要となり、その代替措置に不備があった場合や、真正性の確認ができない場合は、見積書が無効となりますので、押印を省略する場合は、以下について必ずご確認ください。

また、物品購入や印刷の少額案件については、担当課による見積及び発注とすることとしますので、併せてお知らせします。

記

1. 取り扱い変更点

- (1) 代表者印の押印の省略が可能 ※「2. 押印省略時の代替措置」を参照
- (2) 直接提出に加え、電子メール及びファクシミリでの提出が可能
- (3) 封筒への封入封緘が不要
- (4) 契約検査課から依頼していた一部の少額案件は、見積書を依頼する担当課(以下「発注担当課」という。)にて見積徴収を実施

2. 押印省略時の代替措置

- (1) 見積書への代表者の押印を省略する場合は、次のア及びイの記載が必要となります。なお、下記の記載事項に不備がある場合は、無効となります。

ア 「本件責任者」の氏名(フルネーム)及び連絡先電話番号の記載

- イ 「担当者」の氏名（フルネーム）及び連絡先電話番号の記載
- (2) 電子メール又はファクシミリにて送付された見積書は、印影の有無にかかわらず、押印が省略された見積書とみなしますので、必ず見積書に「本件責任者」、「担当者」、「連絡先電話番号」の記載が必要となります。それらの記載がないものが提出された場合は、無効な見積となります。

3. 適用開始日

本運用は、令和7年4月1日以降、小牧市が発注する工事（設計、測量、建設コンサルタント業務等を含む。）又は財産の買入れ及び保守管理等の委託等の見積の徴収に適用します。

4. その他

- (1) 詳細は、よくある質問と回答（FAQ）をご覧ください。
- (2) 押印を省略した場合の見積書様式を小牧市 HP へ掲載しましたので、ご確認ください。
- (3) 電子メールでの提出は、PDF 形式としてください。
- (4) 電子メールのアドレスやファクシミリの番号は、発注担当課へご確認ください。
- (5) 電子メールにて提出する際は、件名は下記のおとりとしてください。
例：【見積書】 件名（路線名又は業務場所）_業者名

問合せ先：小牧市総務部契約検査課

TEL 0568-76-1103

FAX 0568-75-5714

E-mail keiyaku@city.komaki.lg.jp